

倉吉市自治公民館活動中の行事災害補償保険制度

1 この制度の概要

この制度は、倉吉市の自治公民館が企画または立案した活動に参加されている方が活動中（参加中・練習中・活動への往復途中）にケガ、死亡した場合に補償される制度です。

本制度による補償を行うため、倉吉市自治公民館連合会と民間保険会社との間で保険契約の締結を行っています。

【自治公民館が企画または立案した活動】

- ・ 各自治公民館が予定表、計画書に基づき行うレクリエーション活動、広報、自治会費の配布集金、交通安全運動、防犯活動、防災訓練、美化運動、環境整備、募金活動、上記計画に基づき自治公民館活動の一環として行う老人会、子供会の活動、会合など
- ・ **自治会則・規約等に規定のある自主的防災組織の活動（防災訓練等）**

2 この制度で支払われる補償の内容と金額

(1) 自治公民館側に賠償責任がある場合の補償（損害賠償責任事故）

- ・ 自治会の所有・使用・管理する施設に起因する偶然な事故の場合
- ・ 自治会活動・行事の遂行中に起因する偶然な事故の場合
- ・ 自治会に加入する住民が自治会活動に従事中または自治会行事に参加中に生じた偶然な事故の場合

— 例えば —

(イ) 自治公民館の行事で参加していた方が、自治公民館側が作り配った飲食物で食中毒になった。

(ロ) 自治公民館の活動中、会員が誤って参加中の他の会員にケガを負わせた。

[補償される金額]

対人・対物賠償 — 1事故 1億円限度

(イ) 慰謝料，休業費，医療費，死亡による逸失利益等

(ロ) 物の修理代

(ハ) 訴訟費用

(ニ) 事故発生後の損害拡大防止軽減費用（応急救助費・護送費等）

[この制度で補償の対象とならない事故の主なもの]

(イ) 管理者の故意によるもの

(ロ) 戦争，変乱，暴動等政治的社会的騒じょうによるもの

(ハ) 地震，噴火，津波，洪水等の天災によるもの

(ニ) 放射能汚染によるもの

(ホ) 同居する親族に与えた身体，財物の損害にかかる賠償責任

(ヘ) 自動車の所有，使用または管理に起因する賠償責任

(2) 自治公民館活動中の参加者自身が、偶発的にケガをした場合の補償（傷害事故）

- ・ 自治公民館活動参加者が自治公民館活動中に偶然なる事故により死亡，又はケガをされた場合

— 例えば —

(イ) 自治公民館主催のバレーボール大会で足を捻り負傷した。

(ロ) 自治公民館の集会に参加中、集会所の階段で転倒してケガを負った。

(ハ) 美化活動中、会員がガラス片で手を切った。

(ニ) 自治公民館行事に向かう途上または帰路で交通事故にあった。等

〔補償される金額〕

死 亡	250万円	} 計 180日以内
後遺傷害	250万円～ 7.5万円	
医療日額	入院中 2,500円(180日限度)	
	通院中 1,500円(90日限度)	

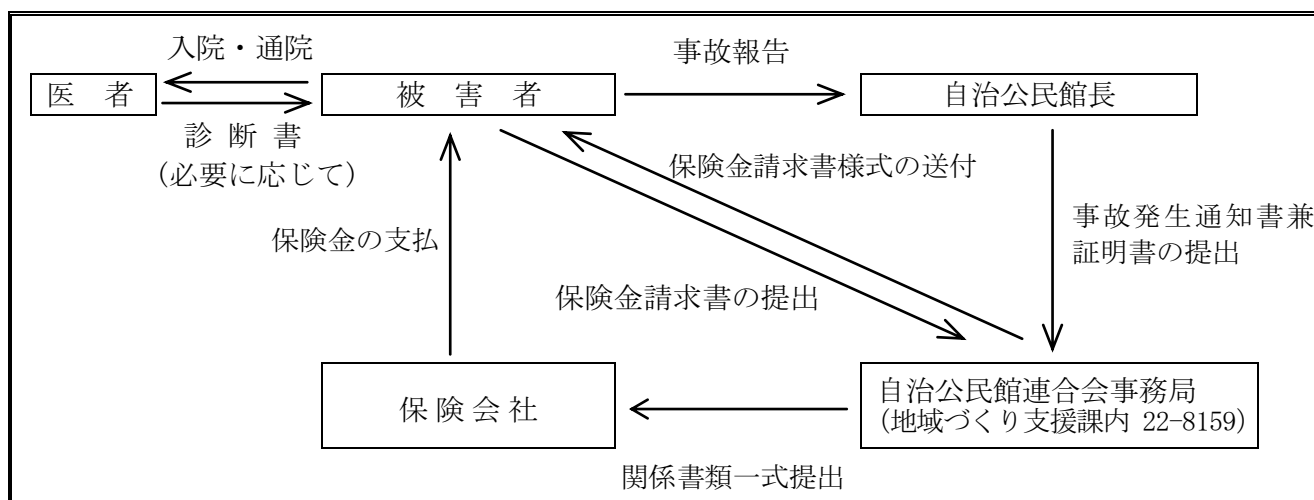
※ 入院は事故の日を含めたその日から180日限度、通院は事故の日を含めたその日から180日限度内で90日限度です。

※ 診断書料は補償されませんので、御注意ください。

〔補償の対象とならない事故の主なもの〕

- イ) 被保険者、被害者本人の故意によるもの
- ロ) 自殺、犯罪行為によるもの
- ハ) 大気汚染、放射能汚染によるもの
- ニ) 地震、噴火または津波によるもの
- ホ) 戦争、変乱、革命等によるもの
- ヘ) 脳疾患、疾病または心神喪失
- ト) 他覚症状のない頸部症候群（いわゆるムチウチ症）または腰痛
- チ) 無免許運転、酒酔い運転による事故 など

3 事故が発生した場合の処理



(1) 自治公民館長は、被害者からの申し出に基づき「事故発生通知書兼証明書」に所定の事項を記入のうえ、事故発生日から30日以内に自治公民館連合会事務局（地域づくり支援課）まで提出してください。もし、この期間内にケガが完治している場合は「保険金請求書」と「診療状況申告書（治療領収書、診察券の写しを添付）」を提出してください。

(2) 治療が長びき、事故発生日から30日以内に完治しそうもない場合は、まず「事故発生通知書兼証明書」を提出、ケガが完治してから「保険金請求書」と「診療状況申告書（治療領収書、診察券の写しを添付）」を提出してください。なお、保険金期間は事故発生日から180日が限度となっておりますのでご注意ください。

注) 保険金の支払いが10万円を越える場合、ケガの程度の状況により「保険金請求書」と「診療状況申告書」のほか「医師の診断書」の提出をお願いすることもあります。

4 自治公民館（自治会）活動中の事故による傷害保険について

自治会活動中の事故による保険については、損害保険という種類の中の傷害保険が適用されています。この傷害保険は、疾病が原因の生命保険とは区別されて、ケガという傷害を前提に支払われますので、次のような要件を満たす必要があります。

疾病を前提とした生命保険と区別する意味で、傷害保険は「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害を担保するものです。」というように、急激性、偶然性、外来性という3つの要件を満たす必要があります。

「急激」とは、事故を避けることが出来ないほどに差し迫った状況をいい、長時間かかった連続的、かつ慢性的な事故はここでいいます「急激」にはあたりません。

「偶然」とは、事故発生が偶然か、結果発生が偶然かのいずれかです。思いもよらない事故に出会ってケガをしたり、思いもよらない結果を生じたためにケガをしたようなことをいいます。

「外来」とは、傷害発生の原因が対象者の身体に内在するもの—例えば、疾病、内臓疾患、脳疾患、心神喪失などではなく、外部からの作用によることをいいます。

「傷害」とは、いわゆる「ケガ」よりもやや広い意味であり、外部に傷害の痕跡が無い—例えば、骨折、捻挫、筋肉切断などによる場合も該当します。

以上のことから、脳疾患である脳溢血、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血などや心臓疾患または日射病、熱射病などによる事故などは、傷害事故とはみなされません。

事故発生通知書
兼 証明 書

平成 年 月 日

_____ 自治公民館長 _____ 印

このたび次のとおり事故が発生しましたが、この事故は本自治公民館活動中のもの
であることに相違ありません。

記

項 目		内 容		
事故発生日		平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
事故発生場所				
被害者	住所			
	氏名		電話	() -
事故状況 *できるだけ具体的に にご記入ください。				
		(行事名：) (行事の主催者：) (行事の参加人数：) (病院名：)		

* 事故の状況欄には、事故の発生原因、傷害の部位、傷害の程度（治療が必要な期間）、入・通院の別等を分かる範囲でできるだけ具体的に記入してください。